

仮訳

食品中の残留農薬に関する規制 ガイドライン概要 (第132CM章)

食品安全中心
2014年3月3日

ガイドライン作成

◆ 関連業界に対し、「食品中の残留農薬に関する規制」（以下「残留農薬規制」）の要求事項に従って活動できるように食物安全中心（CFS）はガイドラインを作成している。

1. ユーザーガイドライン
2. 残留農薬規制に対応するための食品分類ガイドライン
3. 最大残留基準値(MRL)/外因性最大残留許容量(EMRL)の追加・改訂の提案、および残留農薬規制における対象外農薬の追加についての案内（第132CM章）

ガイドライン

- ✿ 食物環境衛生署（DFEH）により定期的に見直しされることがある。また、必要に応じて改正・補足されることがある。
- ✿ このガイドラインには法的拘束力がない。また、いかなる事案においても、残留農薬規制に記載された条項より優先されるような解釈をしてはならない。不一致がある場合には、法定条項が優先される。

ユーザーガイドライン

目的

- ❖ 残留農薬規制について関連業界への理解を深めるとともに、よくある質問への回答を提供することを目的としている。

目次

第一章

序章

第二章

附表 1 に記載された農薬-食品の組合せに対応した最大残留基準値/外因性最大残留許容量の解釈

第三章

附表 2 に記載された対象外農薬の解釈

第四章

よくある質問

附表 1 に記載された農薬-食品の 組合せに対応した最大残留基準値/ 外因性最大残留許容量の解釈

- 附表 1 の読み方
- 加工食品および混合食品に関する最大残留基準値/外因性最大残留許容量の解釈
- 動物由来食品に関する最大残留基準値/外因性最大残留許容量の解釈
 - ⊕ 特定の食肉または鶏肉
 - ⊕ 特定の乳製品

附表 2 に記載された 対象外農薬の解釈

✿ 対象外農薬一覧への記載基準

よくある質問

- ❁ 規制
- ❁ 食品調査および実施
- ❁ 実験分析

残留農薬規制に対応するための 食品分類ガイドライン

目的

- ✿ 取り扱っている各食品が関係する残留農薬基準について、関連業界の適切な認識を促す
 - ✿ よくある質問に答えること

背景

- ❁ 残留農薬規制の主な特徴の一つは、コーデックス基準を屋台骨として採用していること
- ❁ 香港において関心／関連性のある食品のみがガイドラインに記載されている
 - ❁ 関連業者が必要に応じて、コーデックス基準リストの元となっているコーデックス分類を参照することを推奨する。
- ❁ ガイドラインはコーデックス基準リストには記載はないが、香港特有の関心がある食品もさらに組み込まれている。

食品分類表

- ✿ 果実
- ✿ 野菜
- ✿ イネ科植物
- ✿ 種実類
- ✿ ハーブおよび香辛料

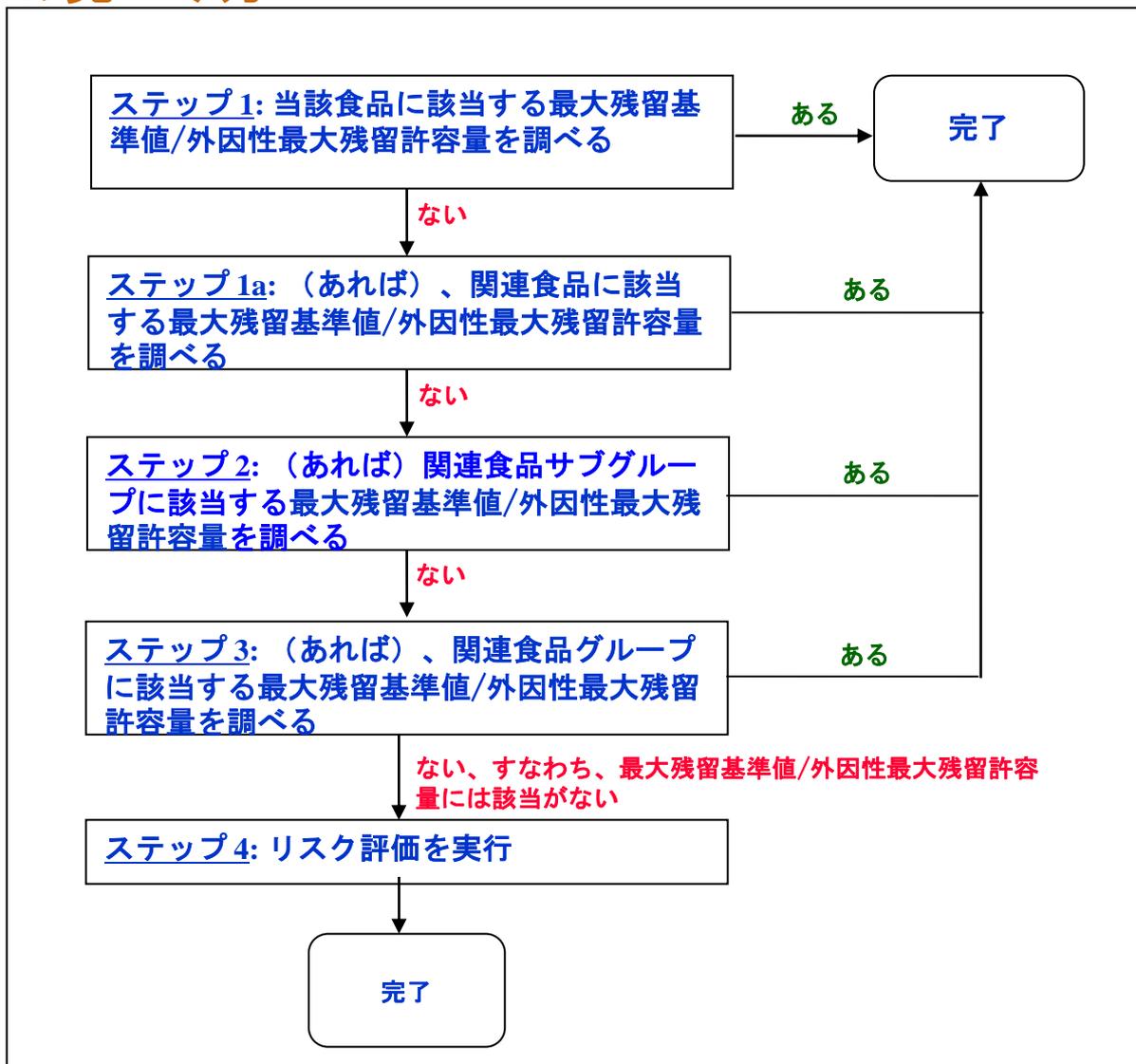
例

コード no.	通称	学名
FC 0001	柑橘類	(このグループの全食品を含む)
サブグループC “甘いオレンジ、酸っぱいオレンジ”		
-	ブラッドオレンジ （「甘いオレンジ」を参照）	<i>Citrus sinensis</i> Osbeckの栽培種

グループ 1: 柑橘類（グループ文字コードCitrus fruits FC）

- a. 最大残留基準値が適用され（かつ分析された）食品の部分：**食品全体。**

食品分類表における各食品への該当残留農薬基準の 見つけ方



ユーザーへの特記事項- 例

✿ 食品タイプ “01 果実”

1. メロン、すいか、カンタロープメロン等のメロンタイプの果実は、“果菜類-ウリ科”に属する。
2. 含水量および糖分の割合、類似した農薬の使用パターンおよび残留農薬の作用、および最大残留基準値が適用される食品の部分を考慮すると、“日本柿” と “中国柿” は、“仁果類” に分類されるが、“アメリカ柿” は、“種々の熱帯性および亜熱帯性果実-果皮を食さないもの”に分類される。
3. ココナッツは“ナッツ類” に属するが、“ヤングココナッツ” は “種々の熱帯性および亜熱帯性果実-果皮を食さないもの” に分類される。
4. “ホオズキ” は、“ウリ科以外の果菜類” に属する。

**最大残留基準値/外因性最大残留許容量
の追加・改訂の提案、
および残留農薬規制における
対象外農薬の追加についての案内
(第132CM章)**

目的

- ❁ 一般情報の提供、および最大残留基準値/外因性最大残留許容量の追加・改訂の提案あるいは残留農薬規制における対象外農薬の追加提案の提出に必要な手順および必須文書を提示すること。
- ❁ よくある質問に答えること。

目次

第一章	序章
第二章	定義
第三章	提案の提出
第四章	問い合わせ
第五章	よくある質問
付属書Ⅰ	提案書書式
付属書Ⅱ	提出書類チェックリスト

必要書類および情報

- ◆ パート I: 附表 1 に既に含まれている農薬の最大残留基準値/外因性最大残留許容量の改訂/追加提案
- ◆ パート II: 附表 1 に含まれていない農薬の最大残留基準値/外因性最大残留許容量の追加提案
- ◆ パート III: 附表 2 への対象外農薬の追加提案

ガイドラインの入手方法

✿ 電子版

- ✿ CFS ウェブサイト

✿ 冊子版配布場所

- ✿ Communication Resource Unit, CFS
8/F Fa Yuen Street,
Municipal Services Building,
123A Fa Yuen Street, MongKok, Kowloon.

ご静聴ありがとうございました。

本資料は、「香港における食品中の残留農薬に関する規制」に関する情報提供として食物安全中心が作成した資料に基づきジェトロ香港が仮訳したものです。英語の原文との間で齟齬がある場合には英語原文の解釈が優先されます。

本和訳を執筆後に規制が改定・変更され本和訳の内容と異なっていることもあり得ますので、本和訳の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。ジェトロ香港は、本和訳に起因して発生した損害・不利益等について一切責任を負いません。

※本資料の無断での引用・転載は禁じています。